

国立国語研究所 次代言語科学研究センター規程

令和 6年 8月 1日
国語研規程第105号
改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）第22条第4項に定める次代言語科学研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、最新の統計科学に基づき予測可能性を有する言語モデリング技術の開発及び普及を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 音声科学・認知科学・計算言語学・理論言語学の各分野における研究および言語研究のための統計モデリングに関する研究
- (2) 実験機器共用型共同研究プロジェクトの推進に伴う業務
- (3) センターが主催・共催する共同研究発表会の運営
- (4) 次世代の言語研究者を育成するセミナーの実施

(研究ユニット)

第4条 センターに、第3条に掲げる任務を推進するための研究ユニットを設置する。

(職員)

第5条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究教育職員（併任を含む。）
- (3) 特定有期雇用職員
- (4) 事務職員
- (5) その他の職員

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、次代言語科学研究センター運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。